

(資料)

令和 8 年 第 1 回
鴨 川 市 議 会 定 例 会

— 発議案説明資料 —

令和 8 年 3 月 1 7 日 提 出

目 次

議案番号	議案名	ページ数
発議案第 26 号	鴨川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	3
発議案第 27 号	鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7

議案第 26 号

鴨川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市行政組織条例（平成 17 年鴨川市条例第 12 号）の一部が改正されたことに伴い、及び議員の定数が次の一般選挙から 16 人となることから常任委員会の設置、定数及び所管について見直しを行うため、鴨川市議会委員会条例（平成 17 年鴨川市条例第 153 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 鴨川市議会委員会条例の改正【第 1 条】

各常任委員会の所管について、市長の直近下位の内部組織として部が廃止され課が設置されること及び安房地域における水道事業の統合に伴って水道課が廃止されることに伴う改正を行う。

(2) 鴨川市議会委員会条例の改正【第 2 条】

ア 常任委員会について、現行の総務常任委員会、建設経済常任委員会及び文教厚生常任委員会から総務建設経済常任委員会及び文教厚生常任委員会に改め、それぞれの委員の定数及び所管を定めるとともに、予算常任委員会及び決算常任委員会の委員の定数を改める。

イ 議会運営委員会の委員の定数を改める。

3 施行期日

上記 2 の(1)については令和 8 年 4 月 1 日、上記 2 の(2)については同年 6 月 1 日

【第 1 条】鴨川市議会委員会条例 新旧対照表

改正前	改正後
(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)	(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)
第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

<p>(1) 総務常任委員会 6人 ア <u>企画総務部及び会計課の所掌に属する事項</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 建設経済常任委員会 6人 ア <u>建設経済部の所掌に属する事項</u></p> <p>イ <u>水道課の所掌に属する事項</u> ㇿ 略</p> <p>(3) 文教厚生常任委員会 6人 ア <u>市民福祉部の所掌に属する事項</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(1) 総務常任委員会 6人 ア <u>企画政策課、総務課、財政課、税務課、危機管理課、会計課及び天津小湊支所の所掌に属する事項</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 建設経済常任委員会 6人 ア <u>農林水産課、商工観光課、都市建設課及びスポーツ振興課の所掌に属する事項</u> (削る)</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 文教厚生常任委員会 6人 ア <u>市民生活課、環境課、健康推進課、福祉課及び子ども支援課の所掌に属する事項</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2・3 略</p>
---	--

【第2条】鴨川市議会委員会条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務常任委員会 6人</u></p> <p>ア <u>企画政策課、総務課、財政課、税務課、危機管理課、会計課及び天津小湊支所の所掌に属する事項</u></p> <p>イ～オ 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務建設経済常任委員会 8人</u></p> <p>ア <u>企画政策課、総務課、財政課、税務課、危機管理課、会計課、天津小湊支所、環境課、農林水産課、商工観光課及び都市建設課の所掌に属する事項</u></p> <p>イ～オ 略</p>

<p>(新設)</p> <p>カ 略</p> <p>(2) <u>建設経済常任委員会 6人</u></p> <p>ア <u>農林水産課、商工観光課、都市建設課及びスポーツ振興課の所掌に属する事項</u></p> <p>イ <u>農業委員会の所掌に関する事項</u></p> <p>(3) <u>文教厚生常任委員会 6人</u></p> <p>ア <u>市民生活課、環境課、健康推進課、福祉課及び子ども支援課の所掌に属する事項</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(4) <u>予算常任委員会 9人</u></p> <p>ア 略</p> <p>(5) <u>決算常任委員会 9人</u></p> <p>ア 略</p> <p>2 議員は2つの常任委員会の委員となるものとする。この場合において、1つは<u>前項第1号から第3号までの常任委員に、他の1つは第4号又は第5号の常任委員となるものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>7人</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>カ <u>農業委員会の所掌に関する事項</u></p> <p>キ 略</p> <p>(削る)</p> <p>(2) <u>文教厚生常任委員会 8人</u></p> <p>ア <u>市民生活課、健康推進課、福祉課、子ども支援課及びスポーツ振興課の所掌に属する事項</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3) <u>予算常任委員会 8人</u></p> <p>ア 略</p> <p>(4) <u>決算常任委員会 8人</u></p> <p>ア 略</p> <p>2 議員は2つの常任委員会の委員となるものとする。この場合において、1つは<u>前項第1号又は第2号の常任委員に、他の1つは第3号又は第4号の常任委員となるものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p> <p>3 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の鴨川市議会委員会条例第2条第1項第1号に規定する総務常任委員会、同項第2号に規定する建設経済常任委員会又は同項第3号に規定する文教厚生常任委員会（以下「改正前の委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ第1条の規定による改正後の鴨川市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第1号に規定する総務常任委員会、同項第2号に規定する建設経済常任委員会又は同項第3号に規定する文教厚生常任委員会（以下「改正後の委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員となるものとする。この場合において、改正後の委員会の委員長、副委員長又は委員の任期は、新条例第3条第1項又は第9条第3項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の改正前の委員会の委員長、副委員長又は委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 第1条の規定の施行の際現に改正前の委員会において審査中の事件については、新条例第2条第1項の規定によりその事件を所管することとなる改正後の委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

発議案第 27 号

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

議会の議員の期末手当の支給率について、一般職の職員の期末手当の支給率の改定に準じた改定を行うため、鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 36 号）の一部を改正するもの。

2 内容

令和 8 年度以降の期末手当の支給率について、現行の 100 分の 230 を 100 分の 232.5 に改める。

支給月	現行		令和 8 年度以降分
6 月	100 分の 230	～	<u>100 分の 232.5</u>
12 月	100 分の 230		<u>100 分の 232.5</u>
計	100 分の 460		100 分の 465

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職日数を基準日以前6月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合) を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職日数を基準日以前6月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合) を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。